

【参考】

西和賀町奨学金返還支援補助金交付要綱

制定 令和5年3月28日 西和賀町告示第26号

(趣旨)

第1 若者の地元定着及び町内事業所の人材確保並びに第一次産業及び事業承継における担い手を確保するため、就学時に奨学金の貸与を受けた者に対し、その奨学金の返還額の一部について、予算の範囲内において西和賀町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成17年西和賀町規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 生活基盤が町内にあることをいう。
- (2) 学校等 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校（専門課程に限る）をいう。
- (3) 事業所 町内又は近隣市町に事務所、施設、店舗又は工場を有している法人又は個人をいう。
- (4) 農林業従事者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内の農業法人（経営改善計画の認定を受けている法人に限る。）若しくは林業事業体に勤務し、農業又は林業に従事する者
 - イ 農業又は林業に従事した者で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 認定新規就農者
 - (イ) 税務署に個人事業の開業届出書を提出した者
 - (ウ) 税務署に所得税の青色申告承認届出書を提出した者
 - (エ) 事業主が税務署に提出した青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書で青色事業専従者として届出されている者
- (5) 起業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内において起業した者で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 税務署に個人事業の開業届出書を提出した者
- (イ) 税務署に所得税の青色申告承認届出書を提出した者
- イ 町内に本社若しくは本店がある法人の代表者で会社設立の登記を行った者
- (6) 事業承継者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内において家族が経営する事業を引き継いだ者で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 税務署に個人事業の開業届出書を提出した者
 - (イ) 税務署に所得税の青色申告承認届出書を提出した者
 - (ウ) 法務局に役員の変更に伴う変更登記申請書を提出した者
 - イ 町内において家族が経営する事業を引き継ぐため事業に従事するもので、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 事業主が税務署に提出した青色申告専従者給与に関する届出(変更届出)書で青色事業専従者として届出されている者
 - (イ) 公共職業安定所に雇用保険被保険者資格取得届が届出されている者

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 町内又は近隣市町の事業所に週 30 時間以上勤務する従業員として就業する者
 - イ 農林業従事者、起業者又は事業承継者
- (2) 申請する日の属する年度末時点の年齢が 39 歳までの者
- (3) 町内に住所を有し、補助金の交付を申請する日の属する年度の末日まで継続して居住する者
- (4) 学校等を卒業した者又は中退した者
- (5) 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日まで継続して事業所に就業する者又は継続して事業を行う者
- (6) 月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する日の属する年度内に月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を開始する者
- (7) 町税及び奨学金返還金の滞納のない者
- (8) 奨学金返還に係る他の補助を受けていない者

- (9) 公務員（西和賀町の職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員及び第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員を除く。）でない者
（対象となる奨学金）

第4 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
 - (2) あしなが育英会奨学金
 - (3) 交通遺児育英会奨学金
 - (4) 岩手育英奨学金
 - (5) 市町村が貸与する奨学金
 - (6) その他町長が認める奨学金
- （補助対象期間）

第5 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付申請を初めて行った日の属する年度における補助金の交付対象となった最初の月から起算して、60月以内又は奨学金の返済が終了した日の属する月のいずれかの早い月までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた者が退職等により補助金の交付を受けないこととなった場合において、再び補助金の交付を受けようとするときは、再度の交付申請を行った日の属する年度における補助金の交付対象となった最初の月から起算して、60月以内又は奨学金の返済が終了した日の属する月のいずれかの早い月までの期間から既に交付の決定を受けた月数を除いた期間を、補助対象期間とする。

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助金の交付を申請する日の属する年度内に返還すべき奨学金の額（以下「返還金額」という。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、当該補助対象期間の月数に1万円を乗じて得た額を限度額とする。

- 2 交付の申請をする年度において、補助対象期間が1年に満たない場合は、返還金額を補助対象期間で按分した額（1,000円未満は切り捨てるものとする。）を返還金額とみなす。
- 3 補助金の対象は奨学金の返還に係る当初の約定分とし、繰上げ返還等による奨学金の返還額は、返還金額に含まないものとする。

(補助金の交付の申請)

第7 補助金の交付の申請をしようとする者は、西和賀町奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長が定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を受けたことが確認できるもの
- (2) 返還金額及び返還期間が確認できるもの
- (3) 就業証明書(様式第2号)又は第2第4号から第6号までに該当すると認める書類
- (4) 学校等を修了したことが確認できるもの
- (5) 経歴書(様式第3号)
- (6) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第8 町長は、予算の範囲を超えて第7の申請があったときは、別に定める基準により、補助対象者を決定するものとする。

- 2 補助対象者を決定したときは、西和賀町奨学金返還支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとし、不交付を決定したときは、西和賀町奨学金返還支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、西和賀町奨学金返還支援補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、町長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金を返還したことが確認できるもの
- (2) 就業証明書又は第2第2号から第4号までに該当すると認める書類
- (3) 振込先の通帳の写し

(補助金の交付)

第10 町長は、第9の規定による書類を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の辞退)

第11 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、西和賀町奨学金返還支援補助金辞退届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所を退職したとき、または正規雇用でなくなったとき
 - (2) 継続して事業を行う者でなくなったとき
 - (3) 町内に住所を有しなくなったとき
- (決定の取消し)

第12 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が、相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消したときは、西和賀町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知する。

(補助金の返還)

第13 町長は、第12の規定により、決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。